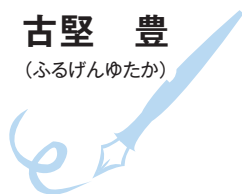




ゆあ法律事務所 弁護士

古堅 豊

(ふるげんゆたか)



遺留分

父Aが10か月前に他界しました。母Bは健在で、子は、長男C、二男D、私(長女X)の3名でしたが、Cは10年前に独身で亡くなりました。父Aは、常々、自分と長男Cの位牌(トートーメー)を慣わしに従って孫Y(二男Dの二男)に承継してもらおうと話していて、不動産など、財産は全てYに相続させる旨の公正証書遺言を残しています。私は父の遺産を全くもらえないのでしょうか。

●遺言と遺留分減殺請求権

本件では、Aが財産は全てYに相続させる旨の公正証書遺言を残しており、Yは単独でAの遺産を全て相続することになります(民法964条参照)。

※公正証書遺言とは、法律の専門家である公証人によって作成される公正証書による遺言のことで、偽造変造のおそれが少なく極めて高い証明力を有しています。

しかし、相続制度が相続人の生活保障という意義を有する点等もあることから、法は、被相続人の兄弟姉妹を除く相続人について、最低限度の相続分(遺留分)を保障しています(民法1028条)。遺留分を有する者を遺留分権利者といい、本件では相続人であるB、D、Xらがこれにあたります。遺留分権利者は、自己の遺留分を侵害する生前贈与や遺贈(遺言による贈与)を、遺留分を侵害する限度で減殺することができます(民法1031条参照)。

●遺留分割合

遺留分割合は、父母や祖父母などの直系尊属だけが相続人の場合は遺産の1/3、それ以外の場合は遺産の1/2となっています(民法1028条)。

本件では、相続人にはD、Xらも相続人に含まれますので遺留分は遺産の1/2となります。そして、Xの法

定相続分は1/4(=1/2×1/2)ですので、XはYに対して自己の法定相続分1/4×遺留分割合1/2=1/8の割合を遺留分として請求することができます。

●遺留分額の算定

本件ではXはAの遺産の1/8の割合をもらうことができますが、遺産には現金や預金と異なり不動産のようにその価値を評価する必要のある財産もあります。不動産価格は、不動産鑑定士の鑑定によることがより適確だと思いますが、鑑定費用の負担を避けるため、実務上は、当事者の合意により固定資産評価、路線価、不動産業者による査定価格等をベースにすることもあります。

本件はシンプルなケースですが、実際は、遺言の対象となっている財産以外にも財産があり別途遺産分割協議を行う必要があるケースや、他の相続人も生前に被相続人から相当程度の生前贈与を受けているため、これを特別受益として遺留分算定の基礎となる財産に含めて計算する必要があるケースなど、かなり複雑な遺留分の計算を要する場合も多く見受けられます。当事者間の話し合いで解決することが困難な場合には、早めに専門家に相談することをご検討ください。

●時効

遺留分減殺請求権は、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知ったときから1年以内に権利行使をしないと時効により消滅してしまいます(民法1042条)。遺留分減殺請求権の行使は、裁判によらずとも行使することができますが、裁判外で権利行使をするときは、時効期間内に権利行使をしたことの証拠を残すために内容証明郵便により通知しておくことが無難です。

●遺言がない場合

沖縄では、相続の際に、墳墓や位牌(トートーメー)等の祭祀承継の問題を絡めて議論されることがありますが、民法上は、祭祀承継と相続は切り離されており、祭祀承継者であっても、相続人でない限り、遺産を相続することはできません(民法897条参照)。本件でも、Yは相続人ではないため、仮に遺言がなかった場合には、相続人であるB、D、Xらで遺産を分割することになり、Xは法定相続分に応じて1/4の割合で遺産を取得する権利があることとなります。